



利用規約

ご利用の前に読みください。

2013年11月30日制定

2024年4月1日更新

株式会社テレビ朝日

1. (利用規約の目的)

- (1) この「EX STUDIO ROPPONG利用規約」(以下「利用規約」という)は、株式会社テレビ朝日(以下「テレビ朝日」という)が、利用を希望する者(以下「利用者」という)に、「EX STUDIO ROPPONG(イエックススタジオロッポンギ)」(以下「スタジオ」という)を貸渡し、利用者がこれを借受けて利用すること(以下「スタジオ利用」という)に関する詳細を定めることを目的とする。
- (2) 利用規約は、別紙の「EX STUDIO ROPPONG利用案内」(以下「利用案内」という)の内容も含むものとし、次項により成立するテレビ朝日と利用者との利用契約に適用されるものとする。

2. (利用契約)

- (1) 利用者は、利用案内所定の手続きを経て、スタジオ利用にかかる仮予約を行うものとする。この場合、テレビ朝日は仮予約成立日より14日間(以下「仮予約有効期間」という)、仮予約にかかる日程、施設、設備を利用者のために確保しておかなければならない。仮予約有効期間内に利用者がテレビ朝日にテレビ朝日所定の「EX STUDIO ROPPONG 利用確認書」(テレビ朝日が別途求める関係書類を含む。以下、同じ。以下「利用確認書」という)を提出することをもって、テレビ朝日と利用者との間に利用確認書に記載された内容の利用契約(以下「利用契約」という)が成立するものとする。
- (2) 利用希望日まで90日以内となった場合は、前項の仮予約を要さないものとし、利用者が、利用確認書を提出し、テレビ朝日が利用者に対し、利用確認書記載の内容を承諾する旨の回答を行ったことをもって、テレビ朝日と利用者との間に、利用契約が成立するものとする。

3. (利用料金)

スタジオの利用料金(以下「利用料金」という)は、利用案内中の「EX STUDIO ROPPONG利用料金表」(以下「利用料金表」という)に記載された、スタジオ利用料金および有料機材費他の合計額とする。

4. (利用可能施設)

- (1) 利用者が、利用料金内で利用することができるスタジオの施設は、各スタジオ、ロビーラウンジ、更衣室および基本設備備品に限る。
- (2) 利用者は、前号の諸施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできない。

5. (利用可能時間)

- (1) スタジオ利用形態は、終日貸し(以下「ロックアウト」という)または時間貸しのいずれかを選択できるものとし、時間貸しの場合は、最低使用時間を5時間とする。なお、5時間を超える時間貸しの場合の利用料金は、1時間単位で発生するものとする。
- (2) ロックアウトにおけるスタジオの利用可能時間は午前9時から午後9時までの間とする。ただし、午後9時以降も引き続きスタジオの利用を希望する場合は、テレビ朝日の事前の承諾を得たうえで利用料金表記載の延長料金を支払うものとする。なお、最大延長は翌日午前9時までとし、延長料金は1時間単位で発生するものとする。
- (3) スタジオを3日以上ロックアウトする場合は、搬入日および搬出日を除く中日については利用時間を午前10時から午後10時までの間に変更することができる。
- (4) 前各号による利用時間とは、利用者がスタジオにおいて準備の開始時から、終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時までの時間をいう。

6. (利用料金の支払方法)

利用者は、利用開始前に利用料金全額を、現金にて一括してテレビ朝日に支払うものとする。但し、テレビ朝日が別途認める場合はこの限りではない。

7. (利用料金不払いの場合の措置)

利用者が、前条各号に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、テレビ朝日は利用者による以後のスタジオ利用を認めない。また、支払期日の翌日から実際の支払日に至るまで、当該支払金に対し年14%の割合(1年を365日とする日割計算)による遅延損害金を支払うものとする。

8. (利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1) 本契約は、利用者より解約の申し入れがあった時は、当然に終了する。この場合、利用者はテレビ朝日に対し、以下の区分に従った解約料を支払わなければならない。

利用契約成立時～ご利用日の121日前まで	▶	解約料なし
ご利用日の120日～91日前まで	▶	スタジオ利用料金の 10%
ご利用日の090日～61日前まで	▶	スタジオ利用料金の 20%
ご利用日の060日～31日前まで	▶	スタジオ利用料金の 30%
ご利用日の030日～8日前まで	▶	スタジオ利用料金の 50%
ご利用日の007日～3日前まで	▶	スタジオ利用料金の 80%
ご利用日の前々日・前日・当日	▶	スタジオ利用料金全額
ご利用開始後		スタジオ利用料金全額

- (2) 前項のほか、利用料金表記載の有料機材費、その他スタジオ利用料金以外の料金が発生していた場合、利用者はテレビ朝日にこれを支払わなければならない。
- (3) 利用者は、前各号の解約料および料金を、解約申し入れの時点から11営業日内にテレビ朝日の指定する方法により支払うものとする。

9. (スタジオ利用に関する打ち合わせ)

- (1) 利用者は、スタジオ利用開始14日前までに、テレビ朝日のスタジオ運営・技術担当者と利用についての詳細な打合せを行う。
- (2) 前項の打ち合わせの際に、テレビ朝日は、必要に応じて、利用計画書、その他の関係書類の提出を求めることができる。

10. (付帯設備の使用およびその利用料等)

利用者が、スタジオに設置されたテレビ朝日所有の付帯設備の使用を希望するときは、その旨をテレビ朝日に申し込む。利用者は、利用方法、利用時間、利用料金およびその支払方法、支払期日その他に関して全てテレビ朝日の定めに従う。

11. (承諾を要する事項)

利用者は、本契約に別に定めるほか下記の事項を行う場合には、利用開始日の14日前までにその詳細をテレビ朝日に申入れ、テレビ朝日の承諾を得る。

- ① スタジオにおける道具の建て込み
- ② スタジオへの音響機材・照明機材・映像機材の持ち込み。
- ③ 前各号の他、スタジオおよびその周辺への諸設備の設置

12. (遵守事項)

利用者は、以下各号の事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってスタジオを利用するものとする。

- ① 当スタジオ周辺に自転車、バイク、自動車等を路上駐車しないこと。
- ② テレビ朝日の承諾無くして当スタジオおよびその周辺において物品販売、展示、サンプリングを行わないこと。
- ③ 当スタジオおよびその周辺に火気・危険物を持ち込まないこと。
- ④ 当スタジオおよびその周辺に動物(ただし介助犬・聴導犬・盲導犬等は除く)を持ち込まないこと。
- ⑤ 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者を当スタジオに入室させないこと。
- ⑥ 指定喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- ⑦ ゴミを投棄するなど、スタジオ内およびその周辺を不衛生な状態にしないこと。
- ⑧ 騒音、振動、異臭を発するなど近隣の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑨ 壁、床、器具その他スタジオおよび設備・備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をしないこと。
- ⑩ 搬入する機材、搬入出を行う時間帯、搬入出方法等についてテレビ朝日の担当者の指示に従うこと。
- ⑪ 設備・備品の持ち出しを行わないこと。
- ⑫ 暴力行為など自己および他人に危険を生じさせる行為を行わないこと。
- ⑬ 社会通念を逸脱する利用を行わないこと。
- ⑭ 消火栓および消火器の前、天井等に設置してある熱感知器・スプリンクラー等の下に、散水障害物または高熱を発する器材等を置かないこと。
- ⑮ 当スタジオおよび控室、ラウンジ等で調理を行わないこと。
- ⑯ テレビ朝日が指定する以外の方法で掲示物を貼らないこと。
- ⑰ テレビ朝日が指定する作業エリア以外での工作、加工、絵の具、ペンキ等の利用を行わないこと。
- ⑯ テレビ朝日が定める重量を超える機械設備等の設置を行わないこと。
- ⑯ その他、テレビ朝日が禁止する事項を行わないこと。
- ⑯ 当スタジオおよびその周辺において、テレビ朝日および第三者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

13. (施設管理権、立入権)

- (1) 利用者が前項の定めに違反し、もしくはテレビ朝日の注意に従わない場合、テレビ朝日はこの者をスタジオから退場させることができる。
- (2) 利用者および利用者の関係者は、スタジオにおいて、自己の財産について自らの責任でこれを管理するものとし、テレビ朝日はスタジオでの盗難、紛失等の損失に對して一切責任を負わない。
- (3) テレビ朝日は、スタジオの維持、保安および管理等のために必要と認めるときに、いつでもスタジオ内の各所に立入り、必要な措置を講ずることができる。

この場合、利用者は、テレビ朝日が講ずる措置に必要な協力をしなければならず、また関係者に協力させなければならない。

14. (撮影、録音および放映・放送等)

- (1) 利用者は、スタジオおよびその周辺にて撮影または録音(以下「本件撮影等」という)をするときは、本件撮影等の目的を書面にてテレビ朝日に申請し、テレビ朝日の書面による許可を得る。
- (2) 利用者は、本件撮影等によって撮影または録音した映像、画像または音声(以下「映像等」という)の放送、上映、配信、出版、商品化など(以下「放映等」という)を希望するときは、事前にその詳細をテレビ朝日に届け出、テレビ朝日の書面による承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。
- (3) 利用者は、映像等の放映等を行う場合、利用者とテレビ朝日が協議する方法により、テレビ朝日およびスタジオの名称またはロゴを告知しなければならない。また当該放映等において、スタジオの外観、内装、名称、ロゴ等に変更、切除その他の改変を加えることはできない。
- (4) 利用者は、テレビ朝日の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の

定めを遵守させなければならない。

15. (利用終了後の措置)

- (1) 利用者は、利用終了後、利用者の責任と費用にてスタジオおよびこれに関連する場所に搬入した利用者の設備・備品を搬出し、かつ、スタジオを清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までにスタジオから退出する。
- (2) 前項の原状回復作業はテレビ朝日のスタジオ管理者の指示の下に行う。
- (3) 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、テレビ朝日は、その選択により、利用者に対し、原状回復完了の時までの超過時間につき、利用料金表記載の「延長料金」を請求し、または、自ら原状回復を行ったうえ、その費用を請求することができる。いずれの場合も、テレビ朝日による損害賠償請求を妨げない。
- (4) 設備・備品が原状に回復されなかった場合、不完全な清掃、釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、第1号に定める原状回復に瑕疵(隠れた瑕疵を含む)があり、これによりテレビ朝日および第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 前各号の規定は、スタジオ利用の終了事由が、第8項および第16項に基づく利用契約の解約による場合でも同様とする。

16. (利用契約の解約事由)

- (1) 利用者が以下各号のいずれかに該当したときは、テレビ朝日は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができる。この場合、解除を通知したときに本契約は当然に終了する。
 - ① 利用形態が利用確認書記載の内容から相違しているとき。
 - ② 利用確認書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - ③ 利用を承認された施設以外の場所で、作業や催事を行ったとき。
 - ④ スタジオ又は設置された設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - ⑤ 各種法令に違反し、または公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
 - ⑥ 利用者が第23項各号の暴力団関係者であることが判明したとき。
 - ⑦ 経営状態が悪化し、利用契約を継続することが著しく困難であると認められたとき。
 - ⑧ 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ⑨ 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
 - ⑩ 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - ⑪ 私的整理開始、破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - ⑫ 利用の内容等によりテレビ朝日もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じ、またはそのおそれがある場合。
 - ⑬ 利用契約の全部または一部にでも違反したとき。
 - ⑭ 利用者が利用を中止したと認められるとき。
 - ⑮ 信用関係を破壊する行為があったとき。
 - ⑯ その他テレビ朝日が指示した事項に違反したとき。
- (2) 前項によって利用契約が終了したとき、テレビ朝日は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還しない。また、利用者に未払いの債務がある場合は、利用者は期限の利益を喪失するものとする。
- (3) 第1号の解約によって、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者は利用者の責任と負担で処理解決するものとし、テレビ朝日に一切の迷惑をかけない。また、当該解約によってテレビ朝日に損害が生じた場合、テレビ朝日の利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。

17. (利用権の譲渡・転貸等)

利用者は、テレビ朝日の承諾なく、利用契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、引受けさせまたは担保に供することはできない。

18. (不可抗力等)

- (1) 不測の事故、災害、テロ、天変地異、政変の発生、感染症の発生等による関係官公庁等からの指導によりスタジオ利用が困難になった場合、その他テレビ朝日または利用者の責に帰すことができない事由によって、利用者がスタジオを利用できなくなった場合、利用契約は当該時点で当然に終了する。
- (2) 利用者は、前項の場合において、テレビ朝日に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができない。また、第三者との間トラブルその他の紛争が生じた場合は、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、テレビ朝日に対し一切の迷惑をかけない。

19. (非常時における対応)

地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また、テレビ朝日の指示に従わなければならない。

20. (騒音規制等)

利用者は、スタジオを利用するにあたり騒音規制に関する法令等およびテレビ朝日の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

21. (損害賠償等)

- (1) 利用者および利用者の関係者がスタジオを利用するに際してスタジオおよびスタジオ周辺の諸施設を汚損または毀損した場合、利用者は、テレビ朝日または第三者に對して、生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項のほか、利用者および利用者の関係者がスタジオ利用に起因してテレビ朝日または第三者に損害を与えた場合、利用者はテレビ朝日または第三者に對し、生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- (3) 前2号において、テレビ朝日が利用者に代わって当該損害を賠償した場合、テレビ朝日は利用者に対し、これによって費消した一切の金員を直ちに求償するものとする。

22. (提出書類)

テレビ朝日は、利用者に対し、会社案内、現在全部事項証明書等、テレビ朝日が指定する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

23. (暴力団等の排除)

テレビ朝日は、東京都暴力団排除条例に基づく暴力団その他の反社会的団体の排除を営業方針とし、以下各号に定める者に対し、スタジオの利用を認めない。

- ① 暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員、構成員。
- ② 反社会的団体および反社会的団体構成員。
- ③ 暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者。
- ④ 上記3号に該当する者と関係していると客観的に認められる者。(以下前各号に定める者を総称して「暴力団関係者」という)

24. (利用規約の変更等)

- (1) この利用規約は、予告なく変更される場合があるものとする。
- (2) 利用規約が変更された場合、利用者とテレビ朝日との間の利用契約には、変更後の利用規約が当然に適用されるものとする。

25. (管轄裁判所)

利用契約または利用契約に関する利用者とテレビ朝日との間で紛争または調停が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

26. (定めなき事項)

利用規約に定めなき事項は、利用者とテレビ朝日が、誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとする。

2024年4月1日現在
株式会社テレビ朝日
TEL:03-6406-2118
FAX:03-3405-3666
<http://www.ex-theater.com>